2　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（第十一項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（第十一項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該者の海外事業に必要な資金を貸付対象として実施するものについては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等の限度額は、他の指定金融機関から調達する資金及び第十一条第一項第三号に規定する特定資金の貸付け等に係る資金を合計して七億二千万円とする。また、当該特定資金の貸付け等は、同時期に公庫が実施する海外展開支援資金と同条件の貸付けに限るものとする。

一　海外事業が、国内における事業の延長と認められる程度の規模であること。

二　海外事業の実施後も国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

三　海外事業が、海外市場で取引を進めようとするものであり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

イ　取引先の海外進出に伴い、実施する事業であること。

ロ　原材料の供給事情により、実施する事業であること。

ハ　労働力不足により、実施する事業であること。

ニ　国内市場の縮小により、海外市場の開拓又は確保によらなければ成長が見込めないため、実施する事業であること。

5　前項に規定する特定資金の貸付け等については、東日本大震災に関する特別相談窓口関係外国法人（第三条第一号又は第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。

6　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（第四項に規定する特定資金の貸付け等及び第十一項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、当該者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ、新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、指定金融機関が行った当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって、当該指定金融機関が既に行った損害担保取引に係る特定資金の貸付け等に係る債権（ツーステップ・ローンを原資とする債権及び利子補給金の支給（法第十一条第三項の規定による利子補給金の支給をいう。以下同じ。）の対象となっている債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等をツーステップ・ローンの対象とすることは、できないものとする。

7　第二項から第四項までに規定する場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けであって、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内九年以内、第三項及び第四項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

8　第三条第三号又は第四号に掲げる者に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される食品製造事業者等に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

9　第三条第五号、第六号又は第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得及び第十一項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、次に定めるところによるものとする。

一　中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、その限度額は、二十億円とする。

二　大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

四　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額のおおむね三割以内に限るものとする。

10　第三条第九号に掲げる者を対象とする出資については、東日本大震災の影響により、経営状況が急激に悪化しており、認定計画の実施に必要な資金調達のためには出資が不可欠と判断される事業者であって、当該事業者の事業の継続が困難となった場合に国民経済の成長及び発展に重大な影響を及ぼすと判断され、かつ、中期的に改善が見込まれるものの指定金融機関が損害担保取引なしでは出資の実施ができない状況にあるものに限るものとする。

11　第三条第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付けのうち、元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借（以下「劣後特約付金銭消費貸借」という。）によるものについては、次に定めるところによるものとする。

一　損害担保取引の対象となる特定資金の貸付けの対象については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される者であって、地域経済にとって重要な企業として次のいずれかの要件を満たすものに限るものとする。

イ　事業規模、雇用規模等に鑑み、地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又は下請企業等関連産業が幅広い企業の事業継続に重要な役割を果たす企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有する、高付加価値なサービス等を提供するなど、経済活力の維持を図るために重要な役割を果たす企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で重要な役割を果たす企業であること。